

社会的事実と行為

——デュルケム理論の問題——

中 久 郎

社会現象における「社会的なもの」の特性をめぐる論議を中核としたデュルケムの社会学は、もともと行為理論と発想の基礎を異にする。大方の行為論にみられると同じく彼もまた、個人が社会の唯一の能動的要素であることを認め、主意的な行為の主体としての個人の意義は立論において十分考慮していたはずである。しかし、個人とその行為を社会学の基本的な説明単位と考えたM・ウェーバーなどは異なり、個人の行為の分析によって社会学の理論構成を基礎づけようとする個人主義的な方法論には強い反対を表明する。彼にとって「社会」とは、個々の行為者の主観的意図を越えて存在する独自の实在 (*réalité sui generis*) である。したがって、それは関与した諸個人やそれらの行為の単なる「要約的表現」ではないし、「熟慮された仕方で作られたもの」でもない (Montesquieu et Rousseau, 1963, p. 82)。直接的には、タルドの心間心理学の否定のうちに社会学の学的自律性を確立したデュルケムにおいて、社会学の基準となる根本の命題は、全体 (社会) がそれを構成する部分 (個人) とは質的に相違するということであった。「社会は諸個人の単なる総和ではなく、諸個人の結合によって作られた体系 (système) であり、固有の諸特性

をもつての独自の实在である」(Des règles de la méthode sociologique, 1895; 15^e éd., 1963, pp. 102-3)。

デュルケムによって「社会」の論究が深められたとき、社会は、一方において、具体的な諸個人による社会的集成 (agrégats sociaux) なぐしその「合成方式」を意味した (Rég. p. 118)。しかし、社会は、他方において「何よりも先ず諸個人によって実現されるあらゆる種類の観念・信仰・感情の全体である」(Sociologie et philosophie, 1924, p. 86)。前者の意味の社会の構想は、初期の著作において特に顕著に披瀝されていた。例えば「社会分業論」(De la division du travail social, 1893) のなかで、彼は異質的諸機能をいとなむ諸個人がとり結ぶ「多様な特殊的諸機能の体系」を問題とし、その主要な類型をいくつか区別しつつ、それら「結合の事実」が社会的事実としてもつ特殊な意義を理想的効果によって示そうとした。

しかし、彼は別の箇所で「経済的事実」のような物質的形態を社会的事実としての特性において重視する。それは社会形態学的事実と名づけられた事実の特殊部分である。ただし、デュルケムはこの種の実事に対して僅かに第二次的な重要性しかあたえていない。形態学的事実は、観念の客観的な体系を表わすのに用いられた第二の意味の社会にとって「基体」である。それは社会の諸生活が適用される重要な素材ではあるが、基体の社会的重要性は独自にそれがそなえている内在的特性に基づくのではない。その価値は社会的に表象される仕方の関数である。思考の対象にその实在性をあたえるのは観念であり、集合表象の役割はすぐれて实在をつくり出すことにある (Paradigme et sociologie, 1965, p. 196)。ウェーバーと同じように、デュルケムも、観念を物的な利害の単なる「反映」・「表現」として把握することを拒否しようとする。そうしてまた、物的対象が行為の現実的な動因となるためには、行為主体によってそれが主観的状况に転化されなければならないと考える。それゆえに、経済的事実も社会学のうちにとり入れようとすれば、この事実が、「世論の事実」あるいは「心的性質」に属していることを証明することがなければならぬ。さらにデュルケムは、社会学を制度の学と定義したとき、経済的事実を制度という、集合意識の「結晶化」し「固定

「化」した形態の様相においてもとらえようとした。また、彼は同一の論拠に立って、社会的事実が最後の分析において觀念の客観的体系——「集合意識の状態」であることを強く主張する。コントやエスピナスがすでにそうであったように、デュルケムにおいても「社会生活は全面的に表象から作られている」(Rég. prof. de 2^e éd., p. xi)。社会についてのこのような觀念は、社会形態学的事実の基体としての重要性に制限を加えようとした中期以後の著作において特に顕著に表明された。さらに社会の存在様式からの集合意識の相対的自律性が一層強調され、異質的な集合意識の諸領域に互る相互の緊密な親縁関係を力強く説くという社会学主義の最後の主張段階において、集合意識は社会学における一切の説明原理となった。

社会的事実が、社会の基体とは内容的に區別される觀念的事実と思念され、この「客観的なもの」が個人に対してもつ基本属性——外在性と拘束性——についての論考が深められたとき、デュルケムは広義的教育過程を論じ、さらに内在化の理論に触れることになる。周知のように、内在化の觀念は、パーソンスが、社会体系の中核となる行為要素の「制度」的統合を強調した彼の理論体系において、中心的な位置を占める概念として特に重視した一つであった。デュルケムの社会的拘束の概念は、フロイトの「取り入れ」やG・H・ミードの「他者の役割取得」の諸概念と共に、内在化に関するパーソンスの理論構成に対し先駆的な洞察を提供したことは確かであった。

また、デュルケムの社会学において社会拘束論が主題に選ばれ、「個人意識のなかに見出される殆んどすべてのものは、社会から生じてくる」(Div. tr. 4^e éd., p. 322)と考えられたことは、彼をして殆んど例外がないくらい広汎な種類の行為を「社会的」と規定させ、それらをすべて社会学の研究分野にとり入れさせる有力な原因ともなった。確かに、彼の規定において行為は、たとい非社会的な客体のみに志向する場合でも、それが觀念の客観的な体系という意味で「社会的なもの」を表現する限り、社会性をもち、社会的行為といわれるべきである。对人的行為の経過が他者の態度の単なる影響によって無意識的に決定される場合(群衆制約的的行為および模倣的的行為)ないし伝統的的行為にしても、

ウェーバーはこれらの行為が彼の方法論による有意味的理解を拒むために社会学の対象から除いた。⁽¹⁾しかしデュルケムにおいては、その経過が共有的な集合意識の「委託」によって究極的に限定される以上、社会的であらねばならない。ただ彼はウェーバーのように、関係的という意味での社会的な有意味的行為（＝社会的行為）には余り深い注意を向けなかったし、またそれを社会性をもつ行為から区別して論ずる必要性を感じなかった。その理由は、彼の社会学の論題が对人的行為の相互過程そのものの分析になく、このような相互性から結果する「化学的綜合」の事実、並びにこの「結合の事実」が固有にもつ特性の論議に集中されたためであった。その上彼の関心は、社会的行為の事実上の作用連関を扱ったときにも、連関の状態それ自体にはなくて、相互にかかわり合う行為者にとっては所与の行為状況内の一要素である集合意識——規範的価値——の役割に専ら注がれなければならなかった。その適例は、功利主義的な社会観の論破を主題とした『社会分業論』における契約の論議のうちにかがえる。そこでは交換という経済過程を構成する契約の関係を秩序づける根源が問題であったが、デュルケムは、その根源が、スペンサーの考えたように、契約当事者間の利害関心の適合や合意のうちになく、かかる適合・合意に先立ち、またそれらとは独立に存在する契約制度の規範的規制のなかに求められる所以をこまかに論証する。契約制度は、契約の当事者にとって社会的に所与の客観的事実である。契約制度を特徴づけている、このような「契約における非契約的要素」こそは、デュルケムにとって社会学の対象となるべき「社会的なもの」であらねばならなかった。⁽²⁾

集合意識の状態から区別して論ぜられた「結合の事実」が、デュルケムの理論体系のなかで占める位置を次に問題にすれば、それは社会の内的環境の構成要素として彼が「物」と共にあげた「人」の構成、すなわち「固有の人間の環境」とよばれるものの主要な一部をなすものである。周知のように彼は、人間の環境の構成要素として「社会の量」と「動的密度」の二つを考えた。このうち前者が社会の生態学的な存在様式を指すものとすれば、後者は内容からいって結合の事実にかかわるものである。初期の社会学主義の主張において第一次的に重視されたのは社会の量であっ

たが、彼は、ソローキンなどが誤って理解したように⁽³⁾、例えば分業の発達のような社会変動の決定因を、社会の量という多分に人口的な、したがってまた社会的な要因にのみ帰したわけではなかった。デュルケムは、この因果連関を媒介する変数として動的ないし道徳的密度という社会学的要因の重要性を指摘する。シュノアの解釈にしたがっていえば、動的密度とは特定期間内の社会的な接触交渉ないし相互作用の密度をあらわすはずの過程的概念であつた。⁽⁴⁾デュルケムは、集合表象の成立過程を集合心理学の問題として論じたとき、相互作用の過程のもつ意義に注意を払ったが、遺憾なことに、彼は社会学の理論構成のなかではこの動的過程に正当な位置をあたえていない。彼の体系のなかでは、社会の構成的性格を取扱う特殊部門（社会形態学）の設定は適當であつたけれども、集団やその内部の行為連関を対象とする部門は独立的には設定されていなかった。彼の社会の概念も、社会を構成する諸個人間の相互作用過程に焦点を当てては定義されていない。ブノワ・スミュリアンも正当に指摘したように、社会的集成にかかわる社会の意味は、空間的に接触する諸個人の数量に注目した自然的現象か、それとも超越的実在と観念されただけであつた。⁽⁵⁾このことは、諸個人の相互作用過程から結果する独自の実在、すなわち「社会的なもの」が、社会的事実としてもつ特性の論議に主題を限るといふ彼の社会学の極めて限定的な性格に原因があつたものと判断される。

- (1) M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft* (Grundriss der Sozialökonomik, III. Abteilung), 1922; 1964, S. 16-7.
- (2) T. Parsons, *The Structure of Social Action*, 1937; 2nd ed., 1949, p. 313.
- (3) P. Sorokin, *Contemporary Sociological Theories*, 1928, p. 480.
- (4) L. F. Schnore, "Social Morphology and Human Ecology," *Amer. J. Sociol.*, LXII-6 (May 1958), p. 623.
- (5) E. Benoit-Smullyan, "The Sociologism of Émile Durkheim and His School," in H. E. Barnes (ed.), *An Introduction to the History of Sociology*, 1948, p. 513.

二

社会学の領域規定に関してデュルケムが課した右のような限定は、理論構成に当たり彼がいくつかの重要な困難に遭遇する大きな原因となった。例えば、彼は内在化される対象としての集合意識を一つの体系として理解し、これが個人のうちには内在化される過程を論じたが、個人の人格体系と社会体系の媒介項として諸個人の相互作用過程の概念を導入することができなかったことは、パーソンスも指摘したとおりである。このために、内在化の概念構成に対し基本的洞察を提供したにも拘わらず、その洞察は、「内在化の心理的機制に関しても、また内在化された道徳的価値の人格構造における位置づけに関しても、単に示唆の範囲を越えるものではない」⁽¹⁾。デュルケムが不問にふした右の観点は、パーソンスによって最も徹底的に補足された。同様にピアジェも、共通道徳は外部から個人にあたえられた「物」のなかに存在するものではなくて、個人間の関係全体に存在する所以を説いてデュルケム理論の補充を試みている。⁽²⁾

デュルケムの社会学主義は、社会的事実の発生経過やそれが属性としてもつ拘束の由来の説明に関しても大きな難点を伴っていた。前者の問題について先ずいえば、彼はただ個人意識が結合し、相互の滲透・融合によって新しい類の心的個性からなる一つの存在が発生すると説いたが (Réf. pp. 102-3)、キュヴィリエの意見では、この論述には結合の現実的経過が全く抽象化されているために、説明に不当な単純化がある。⁽³⁾ 果たして集合意識は集団全体の意識なのであろうか。またそこで画かれた個人は、社会の現実的な秩序づけのなかでそれぞれが占める地位から全く切り離され抽象化された存在であるに過ぎない。デュルケムは、例えばアノミーの効果が社会的地位部類ごとに異なる事情を経験的に論証しようとしたが、集合意識の発生に関する説明箇所には、さまざまな地位部類や特定階級の社会的諸条件に結びつけてその成立を説くという社会構造的な照準が少しも使われていない。そのために、集合意識は諸個人のそれぞれの地位部類や生活上の機会の相違を離れて成立し、かつまた一律にあらゆる社会成員をおおう一種の包括概念になってしまっている。

一般に論難されてきたように、デュルケムの社会学が階級の視点を無視している事情をわれわれはここで改めて想

起しなければならぬであろう。確かにこの非難については、例えばキュヴィリエが、ブハーリンの見解を引用しつつ、社会のあらゆる階級を通じて共通に見出される「一般的な心理的諸性格」の論究がデュルケムの主題であった事情をわれわれに説いてデュルケムの擁護をはかっている。⁽⁴⁾ それゆえにまた、集合意識を以て一切の説明を行なうというデュルケムの方針のもとに階級理論を構成したアルヴァックスにとっても、重要な事柄は、階級が相互の間に位階制を構成して、かような位階制が、何よりも先ず、社会が諸階級に關してもつ集合的意見および諸階級が全体からみて自らの位置について抱く集合的意見に由来するという事実の認識であった。⁽⁵⁾ このような論拠は、いうまでもなく最も顕著にパーソンスを中心とする最近の著者たちの構想に引きつがれた基本的な視点であった。しかし、一般性の低い次元で吟味すれば、多くの場合において「支配階級の心理は、……集合意識の内容のうちに深く喰い込んでゐる」⁽⁵⁾。社会的拘束のこのような社会・経済的起源に關する論議は、デュルケムにおいて甚だしくその適正さを欠いていたといわなければならない。

デュルケム理論にみられるこのような難点は、社会の能動的要素が個人であるとはっきり書きながらも、彼の理論構成の出発点において個人が一つの抽象でしかなく、具体的な行為主体としては画き出されなかつた理由の一つもなつた。例えば、心理学主義を論難して社会現象は個人の観点からは説明できないと主張したとき、彼の念頭にあつた個人は、有機体の内的な過程のみによって決定され、かつ社会的に孤立した存在としての個人である。⁽⁶⁾ このような「自然人」の「個人的状態は、社会的な存在によって確定され変形される不確定な質料に過ぎなく」(Le suicide, 1897, nouvelle éd., p. 236)。⁽⁶⁾ デュルケムの論点は、個人的存在が社会性を獲得することによって自然状態から脱し、人格化・文明化されるという過程のうちに求められた。この理由のために、社会的事実の説明には「個人的要素」をもち込むことが一切拒まれた。心理学主義に対するデュルケムの論難根拠もまさにこの点にあつたものといえよう。

このような見解は学説史的に言えば、コントにさかのぼれる主張である。コントは内省心理学に対するD・ボナル

ドの批判を復活させ、彼の諸科学の体系から心理学を脱落させた。コントの方法論にみられる強い反心理学主義はデュルケムにそのまま引きつがれ一層強化されたものと考えられる。⁽²⁾デュルケムは個人の生理的過程から心理を説明する生理学的心理学を積極的に斥けた (Soc. & Philos. pp. 3-13)。それゆえに、例えばアノミー論において、社会学主義の論拠に拠りながら個人の意味が具体的に考えられたとき、その意味は社会的事実の発生経過の説明箇所ではじめに披瀝されたそれとは基本的に異なっていた。そこで個人は、衝動をうながす欲求を有機体の内的条件だけから決定されているのではない。それは社会的文化的に再条件づけられた動因状態であった。デュルケムは、動機づけの要因を外から受取りそれが現実的な行為として発現される積極的な経過を考えようとする。ただし、このような要因群のなかでもすぐれて観念的な要素に注意の焦点が当てられた。

しかしデュルケムは、すでに社会性をそなえた個人をも社会の形成者としては取り扱わなかったし、またその態度なり行為なりに還元して社会的事実の成立や継起の必然性を説明するものでもない。その意味において、彼は一貫して方法的個人主義に反対するものであった。デュルケムの社会学主義の方法は、社会学上の諸問題の実際の扱いにおいて、極めて有効な成果を約束する所以を自ら立証してみせたにも拘わらず、彼の論議は一元的に集団主義を貫くことから生ずる難点を免れることができなかった。

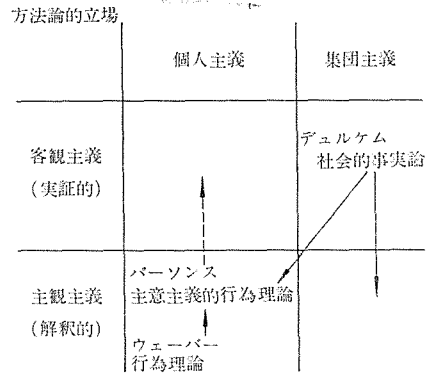
- (1) T. Parsons, R. F. Bales and E. A. Shils, Working Papers in the Theory of Action, 1953, p. 15.
- (2) J. Piaget, Le jugement moral chez l'enfant, 1930, p. 352.
- (3)(4) A. Cuvillier, Introduction à la sociologie, 1949, p. 104.
- (5) M. Halbwachs, L'évolution des besoins dans les classes ouvrières, 1933.
- (6) Cuvillier, op. cit., p. 105.
- (7) H. Alpert, Emile Durkheim and His Sociology, 1939; 2nd ed., 1961, p. 136.
- (8) Benoit-Smullyan, op. cit., pp. 499-500.

集合意識という、直接の観察を拒む「内的事実」のもつ客観的な实在性を、経験科学の立場から論証するという方法的課題を社会学に課したデュルケムは、集合意識の概念構成に当たり、例えばル・ボンやマクドゥガルが群衆心や集合心を説いて先験的にその实在性を信じたようには、集合意識の实在性を主張しなかった。それゆえに、集合意識が形而上学的な存在であるかのように表象されたというギュルヴィッチのデュルケム批判⁽¹⁾は当たらない。また反対にデュルケムは、オルポートなどが後に試みたように、集合意識の实在性を純粹に量的な諸個人の刺激と反応に還元する企図からも自らを区別する。デュルケムによれば、集合意識は個人の意識に還元できない独自の实在であるし、また物象化されることも可能であるが、それ自体の経験的に認められる实在性を問えば、それはやはり個人意識をおいてよりほかはない。「社会は個人意識のなかにのみ、またそれを通じてのみ存在しうる」(Les formes élémentaires de la vie religieuse, 1912, p. 299)。⁽²⁾この意味において、集合意識は個人内在的であるが、同時にそれは、すぐれて集合的な「態度」や「行為」であらねばならない。アルパートの解釈によれば、デュルケムは社会の实在性を論じたけれども、諸個人とその結合という基本事実から切離して集合意識の超越的实在性を説いていない。この理由からいえば、彼の立場は実質的社会实在論ではなく、むしろ結合のないし関係的实在論といわれるべきものである。⁽²⁾ところで集合意識はその発起源についていえば、個人意識とは別個の基体、すなわち全体としての社会の存在様式に基礎をおく。また機能のうえからいえば、それは個人の心的機能とは独立に機能する思惟や行為の仕方である。それゆえに、集合意識は「社会がそれを手がかりとして思惟する」ところの、また「集団が自己に作用する客体との関係において自らを考える仕方」であると表現できよう (Reg. préf. de 2^e éd., p. xvii)。周知のように、社会形態学と共に社会学の特殊な研究部門として重視された社会生理学は、集合的な思惟ないし行為の諸様式が個人の意図とは独立に社会有機体の

存在条件として「機能的現象」の実態把握を課題とするものであった。社会学主義の主張において目的論的な接近法が斥けられた理由も、目的因を機能から区別するデュルケムの機能主義的方法にその理論的根拠があったものといえよう。彼は社会生活の機能的現象のなかでも特に道徳的理想の機能を重視する。社会の連帯や調和に資する道徳の理想的効果こそが、彼にとつてはむしろ強調されなければならない最大の主題でもあった。

ウェーバーと同じように、デュルケムも行為の意味を追究したといえよう。しかしその意味を彼は行為主体の動機にさかのぼって理解しない。それは主観的に思念された意味ではなく、社会的事実の規定を受け行為主体の内に作用する「客観的な意味」である。その内容は行為主体から切り離され、独自の妥当性において問題視されうるものである。まさにこのことのために、デュルケムは「社会生活はそこに参加している人々から作られるという概念によって説明されるべきではなく、むしろ人間の意識をのがれている深い原因によって説明されるべきである」という史的唯物論の主張に深い賛同を示した⁽³⁾。また同じ理由のために、彼は社会学者に向かい、人々が自ら述べている種々の動機を無条件に信用してはならないという注意をくりかえし強調する⁽⁴⁾。このように、個人は自らの意志で目的を選ぶ極めて能動的な行為の主体でありながら、客観的には自己の創造したのではない「社会的なもの」の拘束を受けるという洞察は、マーシャル、パレート、デュルケム、ウェーバーの諸学説を批判的に検討して、独自の行為理論を展開したパーソンスが、特にデュルケムから導き出した思考の基本的な一つの部分であったといえる。

個人のうちに内在的であるが、大抵は「個人の意識をのがれている」集合意識は、内的に思考し演繹することなく、外界を観察するように外から観察するのでなければ把握しようのない事実である。デュルケムが方法論として実証主義を主張した理由も、全くのところ、彼の社会学が対象とする「内的事実」の右のような特性によるものであった。しかし実証主義の方法論そのものに関していえば、彼はその全著作を通じてこの立場を貫いたわけではなかった。道徳や宗教を論じた後期の著作において、彼は社会的価値や観念の「内的意味」に直接迫る解釈的方法を採用している。



果ともなった。パーソンズは、彼のいわゆる主意主義 (voluntarism) を基調とする行為理論の構築に当たり、ウェーバーと同一次元でデュルケム学説を検討し、両者から等しく理論構成の素材を導き出したのであるが、このことが可能とされた理由も、結局のところは、行為を扱うデュルケムの主観的方法のゆえであったと考えられる。

パーソンズは、独自のデュルケム解釈において、社会的事実を客観的に、すなわち「物」として取扱わなければならないという方法的規程の宣言のなかで、デュルケムが客観性の意味を二重に用いた経緯を衝いてわれわれの注意を喚起する。⁽⁶⁾ 第一の意味は、社会的事実はその表現する意識主体から切り離し、それ自体において「外から」研究すべきであるという科学上の要請である。この第一の意味が、内省法を斥け先予観念を遠ざけるとして「研究対象に向かう観察者の心構え」を規定したものとすれば、第二のそれは、社会的事実がその表現主体にとっては何れも「物」という意味である。恐らくデュルケムは、第一の意味で方法的規程を述べたとき、対象となる物が個人の意

明らかにこれは、実証主義の方法を自ら否定するものであった。ところが一方、社会的事実の拘束を受ける個人の動機や行為の扱いについては、彼は最初から一貫して実証主義者ではなかった。『法社会学』のなかでこの点に触れたギュルヴィッチは、客観的方向への志向傾向の強いデュルケムも最後には人間行為に關しその内的意味を研究する必要性を認めるに到ったと書いているが、⁽⁵⁾ 行為を扱う方法としての主観主義は最初から変わらないデュルケムの立場であった。もとより、行為論そのものを主題としなかった彼は、行為論の方法を体系的な形では展開していない。しかしながら、必ずしも彼の意図しなかったこの経過は、ある意味において、デュルケムの社会学をパーソンズの行為論に連結させる積極的な意義をになう結

図をこえた客観的存在であることを念頭においていたことであろう。確かに「社会的事実は意志の所産であるところか却って外から意志を規定する」(R&G, p. 20)。デュルケムの社会学の出発点は、このような物を社会的事実としての特性において把握し、それを社会学的方法に基づいて説明することにあった。行為論の観点からいえば、それは行為状況内の、いわゆる「制度」的側面、すなわち「観念によって構成された環境」の分析を深めるといふ特殊な意義をになうものであった。

ところで、社会的事実の扱いには厳格な実証主義者であろうとしたデュルケムも、ひとたび、その实在性が経験的に認められる個人意識ないし行為の分析にかかわるときは、観察者の立場を捨て、行為者の観点に立とうとする。われわれは、例えば『自殺論』のなかで、自殺の心理学的説明を予め強く拒否したにも拘わらず、アノミー状態の現象記述にかかるとき、彼が極めて鋭い内観心理学者にかわっている経緯をよく確かめることができるであろう。また『社会分業論』中のスペンサー批判にしても、デュルケムの論点は、スペンサーが分析の基本とした原子論・目的論が「社会的なもの」の説明根拠を提供しないという点に限定されていた。社会を個人から演繹しようとする功利主義に対する彼の批判も、個人の扱いに関しては、結局のところ同一の主観的観点において遂行された。したがって、直接観察できない「内的事実」を観察可能な変数を通じてとらえるという「指標的方法」にしても、社会的事実について厳密に行なったと同一の方法においては、それを(例えば、後に態度についてオルポート等が適用したように)個人の態度や行為について実施していない。この理由から、デュルケムの社会学を主観的範疇を排除する行動主義のそれと同一視する解釈は、事実を正当に評価していないといわなければならないであろう。^(?)

(一) G. Gurwitsch, "Le problème de la conscience collective dans la sociologie de Durkheim," dans *La vocation actuelle de la sociologie*, tome second, 1950; 1963, pp. 1-2, 10-12.

(二) Alpert, op. cit., pp. 105-7.

- (3) E. Durkheim, "Labriola, Antonio: Essais sur la conception matérialiste de l'histoire," *Revue philosophique*, XLIV, 1897, p. 648.
- (4) Cuvillier, op. cit., p. 83.
- (5) G. Gurvitch, *Sociology of Law*, 1947, p. 16.
- (6) Parsons, *Structure*....., p. 349.
- (7) *Ibid.*, pp. 306, 349.

四

デュルケムの規定によれば、社会現象は客観的な外物 (*choses extérieures*) として研究されるときに「社会的なもの」となる (Reg. p. 18)。主観に対して外にあるという社会現象のこの特性は、周知のように外在性と名づけられた。しかし外在性は社会現象の唯一の指標ではない。特定事象が社会的となるために必要な要請として、彼は拘束性 (*contrainte*) という特性を第二にあげる。この特性は、デュルケムもことわるように、社会的事実の本質を規定するものではない。それは観察者にとって研究領域を限定するための外的指標の意義しかもたないものであった。実際、社会的事実は「唯一の顕著な特性しかもちえない」という理由はな^らず (Reg. préface de 2^e ed., p. xx) であろう。しかし方法論上のこの強い宣言にも拘わらず、集合意識が社会的事実としても^つ独自の特性を中心に論述が進められたとき、拘束は社会的事実の本質を規定するかの^うに扱われた。そのことは、同時にこの特性の意味の変化をも表明するものであった。

一般に指摘されるように、デュルケムのいう拘束にはいくつかの異なる内容が含まれ、意味の明確さが著しく欠けていた。ラコンブによれば、デュルケムは集合意識の拘束を三つの異なる意味に用いている。その第一は、一種の威光に基づく行為の準則としての命令作用、すなわち、われわれに課せられ、われわれが背こうとするとき制裁によ

て現われる威圧の意味である。第二は、確定的な様式によって行爲しないならば失敗するという罰を受けるために、その様式を強制されるという意味での拘束であり、第三は、例えば人口の都市集中を諸個人に強いるような「世論の潮流」(courant d'opinion)や集合的圧力のうちにみられる拘束作用という意味であった。⁽²⁾

ところで、デュルケムが社会的事実としてとらえる集合意識は、もともと、機能的に分化した特定の社会的脈絡内で必ずしも具象化される必要のない、したがって、一般性の高い「理念的存在」である。しかし、ギルヴィッチが後にこれを社会的現実の深さの諸層 (paliers en profondeur) において把握することができたように、その現実的な存在形態は甚だ多様であるといわなければならない。デュルケムが、このような多層的層位のなかで「制度的なもの」や「構造的事実」のような「結晶化した形態」のうちに表現されるものではなしに、それらのなかに滲透している「社会生活の自由な流れ」の層位において社会的事実をとらえたとき、この事実の拘束は右の第三の意味で用いられた。例えば『自殺論』のなかで、彼は「一定の強度を以て人々を自殺においやる集合的傾向」の作用を問題とし、その内容に関して利己主義・愛他主義・アノミー・宿命主義という、理論的に支持できる四つの基本類型を区別した。「割合は社会によって異なるが……(これらの)異なった、しかも、相反する方向に人々を導く世論の潮流が共存しない社会は存在しない」(Suic. p. 363)。彼の表現によれば、集合意識のこの諸傾向は個人にとって抵抗が不可能な「物理的強制力」をそなえた固有の存在であって、「宇宙力と同様に実在する力」である(Suic. pp. 348-9)。それらは外部から働いて人々を行動させる力の全体である。デュルケムは、種々の自殺に伴う個人的状態が集合体のこのような傾向の多少共特殊な反映であり、個人の主体的な自殺行為も、この何れかの傾向が個人に侵入 (pénétrant) することによって決定されると主張し(Suic. p. 336)、そのような経過を極めて確かな経験的事実によって論証した。この種の拘束が自然的拘束と殆んど同義にとらえられた理由は、第一に、それのもつ力の源泉が社会的事実自体の道德的權威に基づいていないからである。すなわち、人々はその拘束に一切の結果を度外視して従わなければならないた

めに従うのではない。第二に、それは制裁の回避を本質契機とする拘束ではないという理由から宇宙力にたとえられた。すなわち、人々はこの世論の潮流に対して、不快な結果を避けたり物的精神的懲罰をのがれたり、あるいは報賞を得たりするために服するのではない。³⁾

しかしながら、社会再組織の指導理念を道德のうちを求めるという実践的な課題によって立論の嚮導がなされていたデュルケムは、社会が実際に生み出しているものの現状分析に関心を限っていない。その拘束の論議は、ラコンブがあげる第一の意味においてむしろ徹底されたといわなければならないであろう。自殺論の内容も、世論の潮流のもつ拘束が現実には諸個人のうちを生み出した病理的結果（自殺）の実証的研究だけにとどまらなかった。道德的実在としての「集合力」が固有にもつ「道德的圧力」の意義を、実践的課題に結びつけて強調することに中心の課題が求められている。しかし、道德的事象に対する方法論そのものにしても、彼の思想の発展に伴って大きな変化があった。まず、「実証科学の方法にしたがって道德生活の諸事実を扱う」（Div. tr. préface de 1^{re} éd., p. xxxvii）ことを主題とする『社会分業論』においては、外部的指標を通じて道德を研究するという実証主義の方針が注意深く実行された。この理由から、道德を法から区別する規準は、専ら侵害の「外的結果（＝制裁）に求められる。しかし、このような客観的方法是、フランス哲学会で行なわれた講演『道德的事実の決定』（1906）においては放棄され、否定的・肯定的両制裁作用に対応する内面的な、また一層本質的な相違が重要とみなされるようになった。すなわち、道德的事実が非難や刑罰などの制裁を伴うのは、道德的規定を構成する義務という特質によるためであるが、この特質は道德的規定の抽象的な一つの表相である。デュルケムは、行為者の自発性に関連づけて道德的事実の一層基本的な特質である「望ましい」（desirable）な「望ましい」という「特性」を第二の要素として重視する（*Soc. et philos.*, pp. 50-1）。いうまでもなく、行為主体の主意性を表示するこの特質は、社会的事実の客観的指標であると考えられた拘束・強制的概念からは、はみ出る反対の特質であらねばならない（*Règ.*, préface de 2^e éd., pp. xx-xxi）。

道徳の論述にみられる右のような傾向は、『道徳教育論』(L'Education morale, 1925)において一層強められた。ここでは、ラコンブによってあげられた第二の意味の拘束(「条件としての拘束」)は、第二次的強制様式でしかない。權威こそが拘束の第一次の源泉である。社会的事実が個人の主観の次元においてとらえられ、道徳性(moralité)ないし「道徳的気分」の論究が深められるとき、個人の心的態度としての道徳性は、もはや社会的事実とは称し難い⁽⁴⁾。この主張段階において、道徳的規定は行為者にとって所与の行為状況の一部ないし「物」ではありえなかった。それは行為者の目的自体の構造内に内在化し、行為の事実上の経過をいわば内から決定する内在的要素である。デュルケムが、道徳による社会的拘束を論ずる過程において、最終的に強調したこのような内在的「拘束」(「規律に従うこと」の道徳的義務)とは、要するに、「一方において、社会の規範が人間の欲望表現を規制・限定するという意味で、社会は個人にとって超越的であるが、他方においては、社会が人間の力と憧憬の源泉であり、人間の願望の内容を規定し、個人がそのエネルギーを捧げたいと感ずる超越的な目標を提供するという意味で、社会は個人にとって内在的である⁽⁵⁾」という趣旨を表明するものであった。このような拘束は、同じく拘束といわれても、制裁のような、規範侵害の外的結果の回避を契機とする「条件のもつ拘束」とは基本的に区別されてよいものである。この区別は、パーソンズが価値志向の主要類型として対極にとらえた「内在化」(introjection or internalization)と「便宜」(expediency)にそれぞれ該当するであろう。後者の場合に、同調―非同調は行為者の手段的関心にかかわっているが、前者の場合には、それに同調して行為すること自体が行為者の人格構造内の欲求性向となってしまう、その同調の結果が手段的に有意義かどうかには関係しなくなる⁽⁶⁾。

デュルケムは、道徳の二要素である義務と望ましさに内容的に対応する道徳性の要素として、規則性の感覚と道徳的權威の感覚とからなる「規律の精神」、および「社会集団への愛着」の二つをあげたが、この二要素は、社会の二側面、すなわち「個人に対して命令を下し、秩序を求め」抑制するものとしての社会の側面と、「われわれを惹きつ

けるものとしての、また実現すべき理想としての社会」の側面に、それぞれ対応する (Ed. mor. p. 78)。デュルケムは、さらにこの二要素を統一する第三の要素として「道徳を理解する知性」を重視し、これを「意志の自律性」として特徴づけた。この要素のゆえに、個人は、道徳が権威をもつがために、また所属集団に愛着するがために、受動的にその集団の道徳を内在化するものではない。デュルケムによって強調されたこのような主体的・意志的要素は、有機体における「物理的環境」やその他の非社会的な「外界」の諸条件からも全く独立した自律的・能動的な要素であらねばならない。それは、もはや、実証主義という自然科学の脈絡では直接的に説明され難い、すぐれて主観的な要素である。

- (1) R. Aron, *Les grandes doctrines de sociologie historique*, 1962, p. 64.
- (2) R. Lacombe, *La méthode sociologique de Durkheim*, 1926, pp. 41-2.
- (3) cf. E. Durkheim, *L'éducation morale*, 1925; 4^e éd., 1963, p. 26.
- (4) Lacombe, *op. cit.*, p. 42.
- (5) J. Neyer, "Individualism and Socialism in Durkheim," in K. H. Wolff (ed.), *Emile Durkheim*, 1960, p. 43.
- (6) T. Parsons, *The Social System*, 1951, p. 37.

五

社会的事実としての特性において社会現象を確かめようとする当初からの社会学の構想において、デュルケムは、「社会」がそれ自体客観的な体系として理解される「集合的な行為様式」(あるいは集合意識)であるのみならず、社会的事実の標識を、この体系が個人のうえに加える拘束のなかに見出した。しかし彼の社会的拘束論は、すでに述べたように、「条件のもつ拘束」から、「規律に従うこと」の道徳的義務」という人格に内在的な拘束へと大きくその論点が移行している。このような論点の変化は、方法論的にいえば、社会的事実の扱いに関して彼が最初に宣言した実証

主義の立場が崩れゆく過程でもあった。またその変化は同時に、デュルケムの社会学体系において、外在的拘束（ないし条件のもつ拘束）の論議が大きく主題から脱落してゆく過程でもあった。社会的拘束の論議をめぐるデュルケムのこのような思考の変化は、周知のように、パーソンズによって最も綿密にたどられた。⁽¹⁾ そうして、經驗的な諸事実をふまえながら構成されたデュルケム理論の主要な部分は、パーソンズの極めて抽象的な概念図式の要素の一部として取り入れられた。すなわち、パーソンズは、デュルケムが道徳の社会学理論において最後に到達した道徳的權威に關する見解のなかに、「正当性の秩序」を述べたウェーバーの觀念と共通の要素を認め、社会学のこの両先哲が行為の論述においてははからずも共通に着目した事実、すなわち、個人が行為の主体として独自にもつ主体的・自律的性格が集団共有的な規範的価値体系の「委託」によって究極的に限定されるという事実を理論構成の一つの主要な出発点としながら、独自の主意主義的行為理論の構想を深めた。デュルケムとの積極的な結びつきに観点を限っていえば、パーソンズは、デュルケムの基礎概念である社会的事実を事物化することによって極端ないし素朴な社会学的實在論にはしる過った企図を一切拒否し、社会的事実を主観的な方法によってとらえた。彼は、「社会的なもの」を個人の「理解できる行為」に還元して把握するという個人主義的な方針を貫く研究方向において、デュルケム理論を發展させたものといえよう。本稿の課題からいえば、この發展の経過を検討することが当然要求せられるであろう。

パーソンズは、社会に關する經驗的知識を概念的に図式化するために必要な一定の叙述的準拠枠として、「行為の図式」(action scheme)を先ず設定する。その図式において分析の基礎的単位は「単位行為」であるが、この単位行為は、論理的に四つの構成要素——行為の動因としての行為者・目的・状況・以上⁽²⁾の諸要素間の關係の一定の様式としての規範的志向 (normative orientation)——から成立つと考えられ、また、この図式が内在的に時間の關連を含むと共に主観的であることがその重要な特徴として強調された。この図式が、ウェーバーの社会的行為論において基礎範疇とされた「目的合理性」(行為主体の目的達成への合理的考量)を基軸に構想されていることはすでに明らか

であろう。したがって、主意主義に基づくこの行為図式の要点は、目的—手段の脈絡のなかで行為主体が独自にもつ主体的・意志的要素を分析的に独立の変数として特に強調する点にあった。しかし、行為の「観念論」的解釈を論難する過程のなかで自己の所論を深めた経過からもうかがえるように、彼は一元的に「観念論」的説明を貫くものではなかった。⁽³⁾スコットも指摘するように、カントの認識論における物自体にも比すべき「条件」という客観的要素が行為の状況要素中に設定されていた。⁽⁴⁾すなわち、手段選択は、行為者のもつ「独立した、決定的な選定要因」(an independent, determinate selective factor)に基づいて遂行されるにしても、この選定は「状況が二者択一を許容する限り」⁽⁵⁾「行為者の統制可能な限度内」でなされなければならない。しかし、主意主義的要素を強調する彼の行為論は、行為状況による一方的な決定論を主張するものでもなかった。したがって、彼の理論は「硬直した実証主義」や「極端な行動主義」からも區別される。パーソンスによれば、主意主義的な行為論を実証主義的(ないし功利主義的)な行為論から區別する主要な点は、前者が目的的な「規範性」の要素を含むのに対して、後者が完全または部分的にこれを無視することにある。パーソンスの図式の二元論的性格がスコットなどによって指摘された根拠も、彼の図式が主観的・客観的両部類に正当な位置づけをあたえていること⁽⁶⁾にあった。

ところで、主意主義的⁽⁷⁾行為論の基本的な特徴は、ウェーバーにおけると同じく主観主義的な点にある。それゆえに、行為の構成要素はすべて行為者の観点から目的論的に規定される。すなわち、個々の行為現象のなかで主観的範疇に基づいて理解可能な部分が分析的な行為構成の要素として析出されている。このような諸要素のなかで状況要素に属する条件だけは、先述のようにパーソンスの図式において唯一の客観的範疇である。しかしこの範疇にしても、図式の特徴が主観的な点に求められるために、デュルケムという「物」としての社会的事実も行為者の主観から分析的に独立した客観的実在としてとはとらえられていない。その諸側面ないし諸属性のなかで行為者の主観に還元できる部分のみが彼の図式のなかでは問題となる。⁽⁷⁾行為状況の範疇は戦後に展開された「行為の一般理論」のなかでは、いわ

ゆる行為者——状況図式によってその位置が体系的に整理され、状況の構造自体の分析が強調されるにいたったけれども、主意主義的行為論を構想した戦前の著作では、客観的範疇そのものに対して行為の分析とは別個の焦点を当てた記述はまだなされていなかった。それゆえに、デュルケム理論の評価にしても、戦前には専らデュルケムの社会統制理論の発展経過が辿られ、道徳的な内的拘束の概念が最も重視された。したがって、社会体系の統合に関する理論構成に対してデュルケムが先駆的になう重要な意義については、構造—機能理論を深めた戦後におけるほどの積極的な注意ははらわれていなかった。デュルケムは彼の社会学主義の主張において、行為条件である「物」のなかで特に「非社会的なもの」（遺伝や自然環境）を「社会的なもの」から根本的に区別し、前者は社会学にとって残余的な範疇であると考えた。したがって、社会学の因果的な説明原理としては、後者こそが專一的に強調されなければならないものである。パーソンスの説明において、「条件」のなかに「制度的規則」を含めると規定されていた経緯⁽⁸⁾から考えると、パーソンスも、デュルケムと同じ「社会的なもの」を行為者の観点において重視していたといえよう。しかし、主意主義そのものが自然界から因果的に独立した意志の論述を中核としているために、行為条件の要素には主として「遺伝」と「環境」が念頭におかれていた。

行為図式の準拠単位は「自我」である。そのために、生物有機体としての行為者の生物学的諸特性は、自然的諸環境が行為の外的状況を構成すると全く同一の意味において「状況」である。それは自我によって選ばれた行為の経過に對し手段として役立てられるであろう。したがって、パーソンスの主意主義の論点は、手段の選択が行為者の生物学的諸条件やその他客観的な環境条件の何れにも依存せず、ある意味では、これらの客観的諸条件とは因果的に独立した要因——行為主体の「独立した、決定的な選定要因」——の影響のもとに選定がなされるといふ事実に求められる。この理由から、単位行為を構成する要素のなかで特に重視された「規範的志向」は、「行為者が一定の状況のなかで目的達成のための種々の択一的な諸手段の何れかを意志的に選択決定する態度」をいうのであって、この態度

が行為者の観点からみて目的論の意味をもつことが強調される⁽¹⁰⁾。この要素は、デュルケムがその道徳論において最終的に到達した行為の主意的要素を表明するものである。この要素は、「理解できる」行為の分析的な図式のなかでパーソンスにより明確な位置づけがあたえられた。したがって、この要素を特徴づける「規範的」とは、観察者にとって論理的な意味をもつものではない。また後に行為の一般理論で重視された「規範的規制」のように、それが文化の構成要素に関連する側面には必ずしも直接的な焦点が当てられていなかった。戦前の著作において、文化体系の積極的な論述が、人格体系のそれと共に欠けていたことは、戦後に再版された『社会的行為の構造』の序文中に彼自身も認めたところであった。

方法的にいえば、パーソンスの戦前の行為論は理解社会学の方法に立つものであった。またその行為論は、ウェーバーがそうであったように、心理学との関連を意図的に拒否するものである。しかし、主意主義のこのような特徴は、隣接諸科学、特に心理学との連関を重視しながら展開された戦後の行為論において大きくくずれた。戦後の構想では、環境に対する適応的行動の目的性を重視するトルマンの思考方法が積極的に導入されているけれども、全体としては実証主義の変種である行動主義への傾斜が強くみられ、それゆえに、たとえば『社会体系論』のなかでパーソンスが述べたところでは、『社会的行為の構造』のなかで主張された観点は反対に、主観的観点は、その最も要素的な形態において、行為理論の枠組にとっては本質的でなくなったと思われる⁽¹¹⁾。確かに、行為の一般理論のなかで展開されたものは、「生きている有機体の行動を分析するための一つ概念図式」であった⁽¹²⁾。この図式において、行為分析の基本単位が行為者と考えられ、また行為過程を目的—手段の図式に即して把握する点では戦前の図式と変わりはないが、行為図式の構成要素として、目的と状況のほか、規範的規制と並んであげられた「エネルギーないし動機づける力の消費」は戦前の図式において全く設定されなかった新しい観点の要素であった。この「動機づけ」が行為過程を心理学の脈絡でとらえたものとするれば、「規範的志向」に代わる「規範的規制」は文化人類学との関連を重視する

ものである。この両要素は、行為者の状況への二つの志向、すなわち動機志向と価値志向の各々に対応するが、パーソンズは、デュルケムやウェバーの行為論において看過されていた心理学的次元を特に動機志向の問題に結びつけて重視しようとする。動機志向は行動の原動力として動的な性格が強いのに反して、価値志向は共通の規範的価値によって統制される志向側面であって、文化体系に関連する静的な側面といえよう。しかし一般に指摘されてきたように、規範的価値による行為要素の「制度」的統合が社会体系の第一次的な統合の基礎である所以が一層強く主張されるにつれて、動機志向に関する認識の重要性が後退し、価値志向が理論的に中心的な位置を占めるにいたっている。したがって、戦前の行為論において強調された主意的な行為要素（規範的志向）に関しても、行為の主體的な志向を制約する特に規範的価値による規制の側面に主たる関心が集中されるようになり、いわゆる規範主義的偏向を免れていない。このような偏向に対する批判的見解を成熟させる目的からいえば、道徳による内的拘束を強調しながら、常に行為主体の能動的・逸脱的契機を考慮したデュルケムの思考の再評価が必要とされるであろう。彼は、ふつう誤解されているように、個人に対する社会の決定論を素朴に主張するものではなかった。彼の見解によれば、例えばアノミー状態は人々の情熱が、強い規制を必要とするときに、それが強く規制されないという事実によって一層強められる (Suic. p. 281)。しかし、このような規制は尊敬を以って自発的に服従される場合にも、行為主体の努力・苦痛を伴わずには果たされえないものである。「集合的秩序」を個人に強制するためには、ある種の力が必要であるし、「社会的規制はそれが如何ほど正確なものであるにしても、多くの軋轢を生む余地を常に残している」(Div. tr. p. 357)。

(1) Parsons, *Structure*....., pp. 378-390.

(2) *Ibid.*, pp. 43-51.

(3) *Ibid.*, pp. 476, 581f, 683-4.

(4) J. F. Scott, "The Changing Foundations of the Parsonian Action Scheme," *Amer. Sociol. Rev.*, 28-5 (October 1963), p. 724.

- (5) Parsons, *op. cit.*, p. 44.
- (6) Scott, *op. cit.*, pp. 723-4.
- (7) Parsons, *op. cit.*, pp. 732, 738.
- (8) *Ibid.*, p. 738.
- (9) *Ibid.*, p. 45.
- (10) *Ibid.*, p. 49.
- (11) Parsons, *The Social System*, 1951, p. 543.
- (12) T. Parsons and E. A. Shils (eds.), *Toward a General Theory of Action*, 1951, p. 53.

六

パーソンズは、行為図式を以って、その基礎的単位である単位行為の結合から成立つ行為体系の準拠枠を構成するものとみなし、行為体系の分析的に独立した下位体系のなかでも、特に複数の行為者の結合としての社会的行為体系に最も重要な地位をあたえた。さらに彼は、社会的行為体系のなかで「共同価値的な統合」を重視することにより、社会学は「社会的行為体系が共同価値的な統合の属性によって理解される限り、その分析的理論を展開しようとする科学」であるという規定⁽¹⁾を再確認している。このことは、彼の社会学の理論的重心が社会学の構造—機能分析に移行したのちも、なお社会的行為の構造分析が社会学の理論構成にとって基礎的な準拠枠を提供するという考えが一貫して強調されてきたこととも深い関係がある。しかし、戦後における彼の社会学理論の要素的範疇は、行為ではなくて地位—役割である。この範疇は行為よりも高次の単位をなすものと規定された⁽²⁾。しかし、彼はその究極の成立基盤を行為に求めようとする。その限りでは、単位行為を分析の基礎要素とした戦前の考えが変更されていない。

確かに、いわゆる行為過程論的な観点からすれば、役割は個人の意図的行為によって実現されるものである。しか

し、このような行為論的接近の方法とは區別される意味において、社会構造論的な接近方法を強調するならば、地位―役割という範疇は、主観的な行為に還元不可能な、それゆえにまた、分析的に個人から独立的な独自の範疇であらねばならない。それは個人の主観的意図とは分析的に區別される客観的な實在性をもった社会的事実でもある。したがって、この事實は個人の意図とは無関係に社会構造の単位として独自に機能することが可能である。この理由からいえば、構造―機能分析を中心とする社会学理論は、行為理論とは論理的に必然的な関係をもつものとはいい難い。このことは、方法的な著作においてウェーバーが、国家・社会集団・封建制、その他類似の概念を「理解できる」行為に還元するという方法的個人主義を強調しながら、現実的な諸問題の処理においては、それと原理的に異なる構造論的な説明を用いなければならなかった事情とその趣旨を共通にしているであらう。⁽³⁾

われわれはここで再びデュルケムの思考に立ち返り、立論の出発点において彼が、個々の行為者の意図とは独立に存在する行為の客観的な意味を論じ、その「客観的なもの」が社会に対してもつ機能的不可欠性を主張した経緯を想起することが必要である。ただデュルケムの方法は、一元的な集団主義・客観主義に立っていたために、行為の準拠枠のなかで、社会的に客観的なものの理論化を進めなかった。その社会的な存在構造にしても、社会学主義という彼の特異な方法論のゆえに、ただ別の社会的事実に結びつけて説明するという、経験法則的な指摘にとどまっている。しかし、デュルケムは、行為者にとっては客観的な行為状況内の変数である「社会的なもの」(地位―役割の体系、「集合意識」のような規範的価値体系、あるいは社会的統合度というような独自に概念化される集合体の特定の属性など)を認識の準拠単位として社会的現実接近し、「個々の個人ではなく集団に作用しうる原因」(Soci. p. 15)を探究課題とする社会構造論的な接近方法の重要性を強調した。彼は、このいわば外延的な方法が社会学において中心的に重要な意義をもつ所以を、自らのいくつかの経験的研究を通じて納得させようとした。

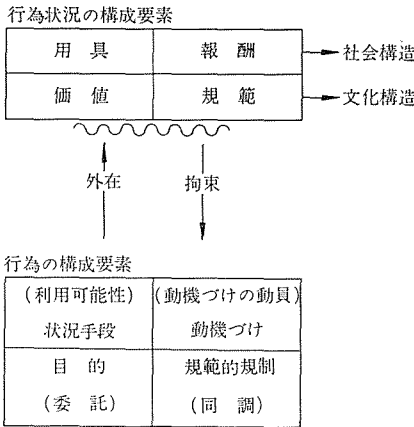
しかし、社会的事実としての特性においてとらえられるこのような認識単位を、事物的な實在とみなし、そののみ

によって一方的に極端な主張を行なう方向は、客観的なものの成立や継起の必然性を説明する所以ではない。社会的事実を固定化した実体と考えてしまふことなく、「動きつつある力の体系」(système de forces agissantes) (Formes, pp. 637-8)として過程的にこれをとらえ、社会的事実の動態的な性格を強調しなければならぬであろう。そのためには、個人主義的な接近方法が集団主義的なそれと共に重視されなければならない。しかし、社会的事実を単純に「個人的要素」に還元するとか、行為者の主観的な意図のみによってこれを説明する一元的な個人主義の方法は、デュルケムに倣ってきびしく拒否する必要がある。ただデュルケムは、客観的範疇としての行為状況に基づいて行為の理解に達するという、いわば内包的な接近方法を外延的な方法と平行的に重視しなかった。社会的に「客観的なもの」から行為を理解し、いわば客観的に理解されたその行為を認識単位として客観的なものの成立や継起の必然性を説明する双眼的な接近方法は、一つの個人主義的方法であるが、このような方法に抛る社会学の理論化はデュルケムの全く意図しないところであつた。それは彼の関心が社会的拘束論を主題とし、拘束の主体である集合意識を一つの社会的事実としてとらえながら、社会が諸個人の相互関連的な行為を現わす範疇であると考へなかつたことに主要な原因がある。

社会的現実に対する接近方法として相互補完的な関係にある右の二つの方法(外延的・内包的)を統合するという目的からいへば、パーソンスがその行為図式において設定した行為の四つの分析的な要素——目的・状況・規範的規制・動機づけ——のそれぞれの対応物を社会的事実としての存在次元においてとらえ、それらを行爲状況内の所与の要素とみなし、分析的に独立したこれらの要素相互の関連を問うという作業が予備的に重要であると考へられる。スマルサーは、行為者の観点に立つて、パーソンスが規定した四つの要素を、社会体系の次元においてとらえなおし、それぞれの対応物として、価値・状況内の利用可能な用具(Facilities)・規範・動機づけの動員という四者をあげた。われわれとしては、一般性の水準が低く、したがって行為の具体的状況の次元ではあるが、しかし、行為者の意図を越えた独自の意味をもつ社会的事実としての存在性において、この四つの要素の対応物を確かめたい。したがって、

「社会的なもの」の内容を構成するこれら各要素の関連をデュルケムの社会学のうちに問うという課題にかえて、再び彼の先駆的な理論体系の評価を行なうことが差当り今は望ましいことのように思われる。

「価値」の概念について先ず述べるならば、デュルケムの見解において、価値は物的・非物的な客体に内在する特性ではなくて、行為主体の一定の感受性に対し、その客体が限定された関係をもつがために、その行為者によって客体に「賦与されるもの」である。デュルケムは、客体に向けられる附価的判断や、あるいは望ましさに関する評価様式の起源を中心的な問題とし、それが個人になく社会のうちにあることを強調した。それゆえに、行為者の主観において、価値は個人に内在的な要素であり、種々の望ましいものの評価やその獲得に向かう行為の選択肢の選定基準として役立つことができるような、多分に主体的な観念であるが、社会学の分析においては、個人のような反応は、社会的に獲得された集合表象（理想）の関数であらねばならない。デュルケムは、このように価値の体系を個人の主



観とは独立的な範疇である「物」として把握し、社会に対してそれが独自になう道徳的機能の究明を論題とした。価値を文化体系の構成要素と考える点において、スメルサーはデュルケムと見解を同じくしている。

社会的事実としての特性において存在する価値のなかで、価値目標の要素が「規範」のそれに対してもつ関係については、デュルケムのアノミー論を深めるといふ極めて特殊な課題に関してマートンがその論考を徹底させたところであった。⁽⁵⁾彼は文化構造（集団共有的な規範的価値の組織体）のなかで独自に変化する構成要素として、周知のように「文化的目標」と「制度的規範」の二つをあげた。この両者は「価値」・「規範」の各次元に属するはずの要素であろう。前者は、文化的価値体系のなかで「人々の抱

く志望 (aspiration) の準握棒」を提供するものであって、後者は、このような志望達成のための社会的に承認された仕方を規定・調節・統制する「許容された手続きの規定」である。マートンの規定によれば、アノミーとはこの二つの文化的要素間の統合が欠如した社会の状態である。このような文化的構造の崩壊原因は、例えば金銭的成功のような文化的強調が画一的に行われているにも拘わらず、社会構造の側において、目標達成の機会に階層的な差別が存在するというような事情のうちに求められる。要するにアノミーは、文化と社会構造との作用が相互に齟齬していることに原因がある。それゆえに、「社会制度の要求に合致しない行動が高い比率をもって発生するのは、機会の限られている社会階層の間では充足せしめられない文化的誘因をもつ深い動機づけの結果であると考えられる」(6)。マートンは、アノミーの原因に関するこのような論述を深めたとき、価値・規範・用具という三者の相矛盾する関係に論及していたといえよう。ところで、スメルサーは、「用具」の要素を行為者の観点から把握し、個々の行為者が一定の状況のなかで目標達成のための遂行手段として利用できる用具の具体例をいくつかあげた。その考えに基づいて、われわれは用具要素を非物的な用具(情報・技術等)と物的用具(資本や生産財等)の二つに大別して考えることが可能である。ロックウッドが社会の現実的な秩序づけの基礎として特に重視した「社会的行為の下部構造」(substratum)は、用具要素の主要部分を行為状況内の所与の変数としてとらえ、社会学的分析においてこれを専ら独立した範疇として扱う代表的な一つの意図をあらわすものである。彼の規定によれば、社会的行為の下部構造とは、社会的な抗争・対立の契機になるような非規範的な種類の利害関心を生み出す、行為状況内の諸手段の事実的な配置 (factual disposition) を指すのであって、彼は、社会の経済構造の把握にとって重要とみられる生産手段のような物的用具のほか、ウェーバーが封建制を特徴づけるために重視した軍事力の手段の私的所有や統治手段の集合的な占有とか、さらに政治構造の究明に不可欠とされる政治権力などの社会的勢力をも広くこの非規範的要素の内容に含め、用具要素の広汎な理解に達しようとしている。ロックウッドは、分業における稀少資源の不平等な分配から生ずる諸個人の利害関心

の対立が、社会体系の動態の一般的な決定要因であると主張し、社会的現実の分析には、このような非規範的な関心を構造化する社会の現実的な秩序づけの意義を規範的な秩序づけのそれと同一の比重において重視すべきであると考え、パーソンスの理論が後者のみを高度に選択的に強調している点を衝いて、同理論の偏局的な観点を批判した。⁽⁸⁾ ロックウッドの主張において、右の二つの秩序づけがそれぞれ社会的事実としての特性においてとらえられ、規範的な社会の規制がその機能や起源のうえで非規範的な利害関心の分化した現実と不可分な関係にあることが強調されたとき、彼は規範的・非規範的両要素の対立的な関係に論及したことになる。

ロックウッドの概念図式において、非規範的な利害関心の社会的な構造化ないし秩序づけが特に重視されていたものとすれば、彼は同時に行為の「動機づけの動員」要素をも行為状況内の独立した範疇として考慮していたということが出来る。すなわち、社会の稀少的資源の獲得をめぐる人々の分化的な接近の機会という事実だけではなく、さらに、その獲得に向かい他者の抵抗を排しても自己の意志を遂行しようとする意図によって人々の行為が方向づけられている分離的な社会関係の構造化が同時に重視されていた。⁽⁹⁾ 「動機づけの動員」という要素に関しては、諸個人が「遂行」とひきかえに社会体系から受け取る物的・非物的な「報酬」が問題である。ロックウッドは、報酬の獲得をめぐる関心の不平等をも構造化する現実的な秩序づけについて注意をよせようとした。デュルケムが異常な分業形態のゆえに彼の主題から退けた強制的分業は、大体において、右のような特徴を顕著にそなえた社会体系である。スメルサーは、諸個人のエネルギーが報酬の獲得に向かって動員されるといふ経緯が、結局のところ、諸行為を役割遂行に動機づけ、組織化の方向に仕向ける所以である事情を行為者の見地から論述しているが、彼も書くように、報酬要素は内容的にいつて社会組織とか社会機構とかいわれる範疇に深く関連した部分といえるであろう。⁽¹⁰⁾ デュルケムは、その有機的連帯論において互恵の原則に基づく現実的な諸機能の連関（客観的連帯）を社会的事実としての特性において把握し、行為状況のこの変数が行為者と社会の双方に対して独自にもつ機能の「正常性」に特に深く論及

した。その論述は、「動機づけの動員」という行為要素の行為状況における対応物の分析を、道徳的な「規範」要素との統合的な関連において深めるところ重要な意義をもつものであった。

- (1) Parsons, *Structure.....*, p. 768.
- (2) Parsons, *The Social System*, p. 25.
- (3) H. H. Gerth and C. W. Mills, *From Max Weber*, 1948, pp. 55-9.
- (4) N. J. Smelser, *Theory of Collective Behavior*, 1962, pp. 24-46.
- (5) R. K. Merton, *Social Theory and Social Structure*, 1949; revised, 1957, p. 140.
- (6) *Ibid.*, p. 112.
- (7) Smelser, *op. cit.*, p. 28.
- (8) D. Lockwood, "Some Remarks on <The Social System>," *Brit. J. Sociol.*, VII-2 (June 1956), pp. 135-146.
- (9) *Ibid.*, p. 137.
- (10) Smelser, *op. cit.*, pp. 27-8.

七

デュルケムが特に初期の著作のなかで認めているように、社会的事実の全体系中、集合意識がどれほど重要であるにしても、そのほかに同程度またはそれ以上に重要な事実が存在する。しかし、非規範的な種類の社会的事実は、集合意識の状態としての社会の「基体」である。社会学主義の後の段階において、彼は基体そのものの研究が社会学において副次的な意義しかもたないという確信を一層強めるにいたっている。すなわち、行為状況を構成する社会的現実の全体のなかで、社会学は制度ないし集合意識の状態だけに注目し、規範的な社会の秩序づけという特定部分の認識のみにかかわる科学であると考えられたが、このために、デュルケムの社会学的分析においては、「価値」・「規範」の両局面のみが高度に選択的にとりあげられなければならないことがあった。

例えば、『自殺論』のなかでアノミー状態の原因を説明した箇所で、デュルケムは、幸福の配分に関する伝統的な準則の権威喪失という事態に反比例して、「全階級を通じて渴望を刺激」し (Suiç. p. 285)、「準則などには我慢しておれなくする」(p. 281) 世論の潮流の作用が強まる経緯を述べたが、彼によつて「幸福の崇拜」(apothéose du bien-être) とよばれたこの文化的変数は、マートンの「文化的目標」に該当するものであった。マートンと同じようにデュルケムも、この画一的文化要素が人格の構造内に「侵入」し、それが行為の効果的な目的因として、いわば内から人々をかり立てて「欲望の狂奔」においてやる経過を鋭い筆致で書き出そうとする。しかし、彼は行為を目的―手段の脈絡のなかで具体的にとらえなかった。それゆえに彼の主張では、人々が自殺する直接の原因は、マートンがいうように文化的目標達成の手段が問題となるためではない。それは、内在化された目標への動機づけが自己の期待に有意味的な適合を示さないためである。しかし、「行為の下部構造」の認識を意図的に排除するという限定された概念構成のゆえに、欲望の実現をさまざまげる物的・非物的な諸条件を現実の社会の秩序づけのなかにさぐるといふ、特に社会経済的な問題には当然ながら直接的な関心が向けられていない。行為状況内の利用可能な諸手段に対する分化的接近という事実を、社会構造中に人々が占める各地位に結びつけて論ずる点で、マートンを中心とする最近のアノミー論の著者達はデュルケムの論議を一層進めるものであったけれども、それらの概念図式においても、合法的・非合法的な手段への近接度の決定にあずかる社会の現実的な構造そのものは独立の変数としてしか取扱われていない。目的そのものの究明が分析の第一次の関心として選ばれなかったこととか、「幸福の崇拜」のような世論の潮流を独立の変数とみなし、その発生経過について理論的な説明根拠が殆んど用意されていないことなどの諸点についても、マートン達はデュルケムと視点を共通にしている。

デュルケムの問題意識において、幸福の崇拜による拘束は、現実の社会の秩序づけに対して全く否定的な意義しかもっていない。彼は逸脱的な行為を動機づけるこのような価値的要素を、ロックウッドのいわゆる下部構造的要素か

ら切り離して独立の範疇として扱い、この否定的価値が個人の動機づけの目的因として過度に強調的に侵入したこと
から結果する「無価値かつ無定見な個人」の状態と共に、社会の側の「集合的秩序の混乱」について語る。デュルケ
ムは、社会の近代化に平行してアノミーが利己主義と共に、愛他主義・宿命主義によって代わる重要性を増し、この
ような世論の潮流が近代社会を無定型に導いたと考えた。アノミー状態の效果に相殺する力に言及したとき、デュル
ケムは、例えば上下的な社会関係を構造化する秩序づけ（強制的分業）のなかで従属を余儀なくされているという事
情が、自殺の減少に効果をもつ所以を指摘している（*Strauss*, p. 287）。

しかし、このような道徳外的な効果をもち出すことは、彼にとって全くのところ心外事である。彼が衷心より待望
したのは、無定型な社会のなかで個人に安定した集団所屬感と役割をあたえ、全体の統合的な部分として個人を全体
に直結させる道徳的な「結合の事実」、つまり有機的連帯を媒介とする「道徳力」であった。有機的連帯が、すでに統
制の権威を喪失したが以前には有効な結果を生じたいくつかの組織（ギルドや宗教団体）に代わる道徳的機能を果た
すことを期待したとき、デュルケムにはマーティンのいう「機能的等価物」(functional equivalent)⁽²⁾と同一内容の考え
が念頭にあったものと考えられる。アノミー状態を克服するこの望ましい形態は、個人の「幸福」と社会の集合的秩
序の両者にとって欠く可からざるものであらねばならない。しかし、これは實際上独りてに実現されるものではない
し、また現実には不可欠のものでもない。キュヴィリエも書くように、デュルケムは社会学者であると同時に哲学者で
もありたいと望んでいたために、道徳現象としての内的事実は、社会学の概念構成の「理想的」な準拠点として特別
に選択される必然性があった。このことのために、社会の下部構造が行為の動機づけの条件としてになう独自の問題
性は、一応不問にふされなければならなかった。道徳的な規範的規制に焦点を据えた認識を社会的現実について行な
い、この焦点の対象の意義をその理想的効果によって探究するという彼の知的志向は、初期の『社会分業論』にお
いてすでに顕著に披瀝されたところであった。

デュルケムの見解によれば、社会結合という観点からみて純粹に経済的なものは物質的欲望を満足させるだけのものではかなく、人々を互いに分離させる。確かに、経済の領域における分業に論及したさい、彼が連帯性を生むことのない異常ないし病態的形態として特徴づけた「強制的分業」や「アノミー的分業」は、分業が実際に生み出しているものである。この二つの分業形態のうち、前者は諸機能の相互適合性ないし互恵性が欠けている。そのために、個人的諸性質と社会的諸機能との間の規則正しい調和は存立しえない。したがって、対立・抗争に転化する契機を内にくみながらこの体系が社会的事実として現実に存続しようとすれば、諸部分間の関係が「外的」に規制されなければならぬ。アノミー的分業とは、このような規制が欠けるか解体化した分業形態である。デュルケムは、近代社会における道德的混乱の原因を経済領域にみられる無規制のなかに認めた (Div. II. p. 348)。彼は、強制的分業が個人に対してもつ基本属性を、正当にも外的拘束として特徴づけたが、実際に生み出されているこのような規制の社会的起源に関しては、十分な説明根拠が用意されていたとは思えない。彼は分業が分離ではなく、むしろ結合の原理であることをその理想的効果をもって論証しようとする。それゆえに、有機的連帯と名づけられた機能連関の体系こそが、彼にとっては正常形態であらねばならなかった。

異質的な諸機能の連関が客観的に連帯を誘導し、それにあずかる人々をして利害を相互に適合せしめるというデュルケムの思考は、古典経済学者によってすでに重視されてきたところであった。このことは、例えばウェーバーが、社会的行為に事実上の規則性が成立する一つの根拠として、習慣や慣習の他にあげた「利害状態によって制約された」行為の規則正しさを⁽⁴⁾経済的な分業領域について指摘したものであろう。確かに、ウィリアムズも示唆したように、利害の適合は事実的秩序の一つの正常な形態である。⁽⁵⁾「純粹に内的な自発性」によって形成される諸機能の相互連関もそれに関与する行為者にとっては所与の物であり、拘束性を属性としないわけではない。しかし、互恵主義の原理を基礎とするために、この社会的事実の拘束や規制は「諸部分間の自生的な一致」(Div. II. p. 351) から生じ、したが

って、その拘束は内⁽⁶⁾在⁽⁶⁾的である。それゆえに、有機的連帯は安定した均衡体系をなすといわなければならない。デュルケムは、このような客観的分業が成立する条件をいくつか指摘している。

しかし、社会の事実上の秩序づけよりも規範的な秩序づけの側面に注意を限ろうとする意図のために、デュルケムの関心は、ここでも、計量された利害を適合せしめるという「結合の事実」そのものの分析にはなかった。むしろ、相互の内的な自発性によって生ずる感情の融合という事実、すなわち主観的連帯の論証こそが主題であったといえる。このようにして、有機的連帯も単に特殊的な客観的結合ではなく、一つの道徳的現象、つまり道徳的義務の一体系であらねばならない。⁽⁶⁾それゆえに、有機的連帯において行為の支配者は、利害関心ではなくて道徳的な連帯感情である。彼もまた、例えば物的連帯論の説明箇所において、物的財が行為の目的—手段の脈絡のなかで条件としてもつ意義に触れようとした。しかし、ロックウッドによって行為の下部構造と名づけられた、この非規範的な条件は、デュルケムが社会学に課した特殊な限定のゆえに直接の考察対象とはならなかった。社会的分業論においても、道徳現象としての社会的事実の論究は、彼の社会学の中核をなすものであったといわなければならない。

- (1) Parsons, *Structure*……, p. 381-2.
- (2) Merton, *op. cit.*, pp. 32-7.
- (3) Cuvillier, *op. cit.*, p. 64.
- (4) M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 1922; 1964, S. 21.
- (5) R. M. Williams, Jr., *American Society*, 1959, pp. 518-532.
- (6) C. Bouglé, *Qu'est-ce que la sociologie?*, 1921, pp. 132-3.

(筆者 京大文学部〔社会学〕助教授)

THE OUTLINES OF THE MAIN ARTICLES IN THIS ISSUE

The outline of such an article as appears in more than one number of this magazine is to be given together with the last instalment of the article.

Curiosity Drive and Selective Behavior

by Ryoji Motoyoshi

This paper has considered some characteristics of curiosity drive and its function in selective behavior.

- A. Curiosity drive has following three characteristics.
1. It is aroused by extraneous stimuli.
 2. It dose not seem that anxiety drive added to curiosity drive affects the animal's arousal level. Curiosity drive urges animal to choose the unfamiliar side, while anxiety drive urges animal to choose the familiar side.
 3. Curiosity drive is decreased by habituation mechanism.
- B. Denny (1957, 1965) found that animal preferred to go to the side where it was rewarded less often. This finding is opposite to the Ramond's (1954) result. The discrepancy between them may be explained in terms of two learning processes; one is food rewarded learning process, the other is perceptual learning process which is mediated by curiosity drive.

Fait social et Action

— Essai sur la théorie de Durkheim —

par Hisao Naka

Bien que les sociologues se soient beaucoup attardés sur les problèmes concernant les relations entre le social et l'individuel, ils ne sont pas arrivés à

des solutions entièrement satisfaisantes. Dans cet essai, nous essaierons d'analyser de façon critique le travail de É. Durkheim fait dans ce domaine et de montrer l'intérêt sociologique des problèmes, qui se trouvent posés, dans les faits sociaux, consistant dans la situation objective de l'agent.

Durkheim a constamment répété que le social, c'est-à-dire le fait social, est la *représentation collective*. Il tendait à émettre une théorie de facteurs inspirée de *sociologisme*, en s'opposant aux théories d'action individuelle. Il devait donc sacrifier beaucoup de flexibilité dynamique à laquelle tendait une théorie de l'action sociale. On sait que, M. Weber, au contraire, adopta l'action individuelle comme point de départ de l'analyse sociologique. Selon lui, l'action sociale n'est proprement que celle qui est orientée de façon *significative* d'après le comportement attendu d'autrui. Mais, Durkheim précise que l'individu est tout entier social. C'est ainsi, que il ne s'agit plus des interactions individuelles, mais leur *synthèse chimique*, qui n'est plus que le fait social. De plus, il est très préoccupé du signe distinctif des faits sociaux ; la *contrainte*.

Toutefois, le terme de contrainte que il a employé, est équivoque et, de fait, il a donné lieu à de multiples méprises. Mais, Durkheim souligne le rôle joué par des différentes espèces des impératifs moraux qui sont immanente en nous. Considérer le rôle crucial de l'action volontariste en se fondant sur la *comprehension*, c'est nécessairement se refuser à toutes les analyses positivistes.

Il est vrai que l'unité à l'intérieur de tous les systèmes sociaux est l'individu humain en tant qu'agent, présentant les caractéristiques fondamentales d'aspirer à la réalisation de buts. Mais, on ne peut saisir directement la structure des systèmes sociaux du "sens subjectivement pensé" de l'agent. Car elle ne peut que être analysée et interprétée objectivement par un observateur. La clé à la question de intégrer les théories individualistes dans celles de sociologisme, réside dans l'aspect non-normatif de la structure de l'action.

L'oeuvre de Durkheim peut, sous un certain aspect, servir d'exemple de la pensée objective la plus généralisée, en tant qu'elle s'applique au domaine institutionnel ou normatif. Toutefois, sa théorie a subi un échec évident

comme source directe d'analyse détaillée appliquée à l'étude sur un système non-normatif de l'ordre social. Du point de vue qui nous occupe, un système d'action ne se détermine en fonction des mobiles du profit que dans un seul aspect, de même qu'il ne se détermine que dans un seul aspect en fonction des systèmes d'idée objective. Pour cette raison-là, dans la situation objective, l'analyse peut distinguer au moins quatre éléments; la Valeur, la Norme, la Facilité disponible et la Récompense. Les deux dernières concernent un système non-normatif.

Kants Gottesbeweis in der vorkritischen Periode

— Das Problem der Überzeugung —

von Sumito Haruna

Im Werk zur "Demonstration des Daseins Gottes" (1763), denkt Kant, daß der physiko-theologische Beweis vom Dasein Gottes eine Art Überzeugung sei. Dieser Überzeugung aber ermangelt es an der Ausführlichkeit, die der frechsten Zweifelsucht trotzt. Die Überzeugung heißt also eine Ermangelung der mathematischen Gewißheit und logischen Genauigkeit. Folglich trennt er sich vom physiko-theologischen Beweis wider Willen und behauptet den ontologischen Beweis als den seinigen, weil die logische Schärfe der Schließung das Wichtigste in der Demonstration ist. Es ist nur ein Gott und nur ein Beweisgrund, durch welchen es möglich ist, sein Dasein mit der Wahrnehmung derjenigen Notwendigkeit einzusehen, die schlechterdings alles Gegenteil vernichtet.

Jedoch Kant sagt zum Beschluß: "Es ist durchaus nötig, daß man sich vom Dasein Gottes überzeuge; es ist aber nicht eben so nötig, daß man es demonstriere." Das ist sehr schwer auszulegen. Diese Überzeugung vom Dasein Gottes soll die höhere und positive sein, die auf die strenge Schließung Einfluß ausüben könnte. Denken kann für sich allein, d. h. von der Überzeugung ausgeschlossen, nie zustande kommen. Der eigentümliche Schluß in seinem ontologischen Beweis beruht auf dieser Überzeugung. Sie ist weit nötiger als die Demonstration.